

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 一隅苑（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定及び第6条に基づく評議員選任・解任委員会の設置に伴い、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において役員等とは、法人の評議員、理事、監事並びに評議員選任・解任委員をいう。
2 次条第4項に該当する者及び施設職員を兼ねる者は、この規程を適用しない。

(報酬等の支給)

第3条 法人の役員等には、次のとおり役員報酬を支給することができることとする。

- (1) 評議員会及び理事会に出席した場合、1回につき 5,000 円
- (2) 監事監査に出席した場合、1回につき 10,000 円
- (3) 評議員選任・解任委員会に出席した場合、1回につき 5,000 円
- (4) 非常勤で、原則、週に1日以上法人の業務に携わる役員等については、年間総額 400 万円の範囲内で、評議員会の決議を得て、月額 25 万円を限度として支給
- (5) 前項の月額報酬を支給する役員等については、評議員会の決議を得て、年間総額の範囲内で、給与規程第13条に準じた賞与を支給
- (6) 上記以外で、法人運営にかかわる事項に関する会議などに出席した者には、1回につき 10,000 円の支給

(報酬の支給方法)

第4条 報酬の支払いは、次の区分による支給とする。

- (1) 評議員会、理事会及び監事監査並びに評議員選任・解任委員会の開催日に現金で支給
- (2) 月額報酬を支給する役員等に対しては、毎月1日を起算日とし、当月25日（当日が土曜日・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込むことにより支給
- (3) 報酬の支払い額は、源泉所得税を控除した金額を支給

(費用弁償)

第5条 役員等が、法人の業務に必要な費用として支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

(改正)

第6条 この規定を改正する必要があるときは、理事会の承認を得なければならない。

(付則) この規程は、平成14年4月1日から施行する。

- | | |
|------------|------|
| 平成15年4月1日 | 一部改正 |
| 平成16年4月1日 | 一部改正 |
| 平成19年10月1日 | 一部改正 |
| 平成27年4月1日 | 一部改正 |
| 平成29年1月1日 | 一部改正 |
| 平成29年2月21日 | 一部改正 |
| 平成29年4月1日 | 一部改正 |